

石川県公報

令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）

号 外

（第 4 5 号）

目 次

規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則

（建築住宅課） 1

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三十日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十八年石川県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

- 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二の規定により知事が付加する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

一 建築物の内 部		(イ) 調査項目		(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準
	(一)	各階の主要な常閉防火扉（常時閉鎖した状態にある防火扉をいう。以下この項において同じ。）		目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	(二)			目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)	常閉防火扉並びにその枠及び金物の劣化及び損傷の状況		目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	(四)	固定の状況		目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	(五)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、常閉防火扉の質量により運	防火区画に用いる防火設備等の構造成方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五

一 避難施設等	(一)	非常用の照明装置	作動の状況	動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することをもつて足りる。	百六十三号）第一 第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することをもつて足りる。 目視等により確認する。	
				非常用の照明装置が作動しないこと。 照明の妨げとなる物品が放置されていること。	

附 則
この規則は、令和七年七月一日から施行する。